

米兵の拘禁権をめぐる密約

信 夫 隆 司

一・米兵の拘禁権をめぐる問題

刑事裁判権・拘禁権をめぐるアメリカの論理

現在、アメリカは、一〇〇カ国以上の友好国（受入国）と地位協定を締結したうえで、米兵を派遣している。^①派遣された米兵が受入国で罪を犯した場合、その裁判権が派遣国たるアメリカにあるのか、それとも、受入国にあるのかという問題は、アメリカと友好国との関係を阻害しかねない要因となってきた。ここでいう裁判権とは、受入国の検察官が米兵を起訴できるか否かという意味である。

刑事裁判権に関連して、米兵が被疑者・被告人となった場合、その身柄を派遣国あるいは受入国のいずれが拘禁できるのか、刑事裁判権と同様、問題となってきた。本稿では、この身柄の問題を、刑事裁判権に対応させて、拘禁

権という用語で説明する。アメリカ側に拘禁権がある場合、アメリカ側が身柄を拘禁できる。これに対し、受入国に拘禁権がある場合、受入国が身柄を拘禁できることとなる。

アメリカが、海外に派遣された米兵に対する刑事裁判権および拘禁権を求めてきたのには、アメリカなりの論理がある。米兵は、友好国たる受入国の要請にもとづき、受入国ならびに近隣地域の平和と安全に寄与するために派遣されているからというものだ。たとえば、日米安全保障条約を想起すれば、このことは明瞭に理解することができる。

同条約第六条には、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」とあるからだ。⁽²⁾

この結果、米兵は、少なくとも、日本の安全に寄与するために派遣されているのであるから、たとえ米兵が日本で罪を犯したとしても、特別な待遇を求めるのは当然である、とアメリカ議会および国民は考えてきた。これを受け、米兵をあずかる国防省は、外国で刑事裁判の対象となりうる米兵の権利、および、外国の刑務所に投獄された米兵の権利を、最大限、擁護することをその政策としてきた。⁽³⁾

アメリカ議会の関心について、もうひとつ付け加えておく必要がある。今日、地位協定における刑事裁判権条項としてもっとも知られているのは、一九五三年に発効した「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」（以下、NATO軍地位協定と称す。）のそれである。アメリカ上院は、同協定を批准する際、その意向を条件として付した。それによると、同協定の締結以降、他国と地位協定を締結する場合、同協定を先例としてはならない、というものである。⁽⁴⁾つまり、他国と地位協定を結ぶ場合、NATO軍地位協定より有利な内容を盛り込む必要があるというのだ。アメリカ上院は条約の批准権を握っているだけに、この意向は無視できないものがあつた。

米兵を守るための三つの砦

海外に派遣された米兵が受入国で罪を犯した場合、米兵の刑事手続き上の権利を保護するため、アメリカはつぎのような三つの砦を設けている。

第一の砦は、米兵が犯した罪が、公務の執行による故意・過失にもとづくものであるかの決定権を、アメリカが確保することである。もしアメリカ側がこの認定権を握ることができれば、幅広く公務犯罪であるとの決定が可能となる。もちろんまったくの私的行為まで公務犯罪と認定するわけにはいかない。しかし、米軍基地や演習場といった、通常、米兵が公務に就いていると考えられる場所での犯罪は、公務犯罪であると認定されやすくなる。

第二の砦は、受入国に刑事裁判権を放棄させることである。たとえ公務犯罪ではないとしても、受入国に米兵の犯罪の裁判権を放棄してもらえば、アメリカ側が裁判権を行使できることとなる。オランダ、ドイツ、フィリピン、韓国といった国々は、受入国にとって特に重要な犯罪、あるいは、その国の司法上の重大な利益にかかわる場合を除き、米兵に対する裁判権を放棄してきた。

日米間にも裁判権放棄密約が存在する。一九五三年九月、行政協定第一七条（刑事裁判権条項）が改正された際、合同委員会の刑事裁判権小委員会^⑤で、日本側代表をつとめていた津田實法務省総務課長が一方的に陳述したものである。津田は、日本にとって実質的に重要な犯罪を除き、日本国の方針として、第一次裁判権を行使するつもりはない、と陳述した。日米とも、これは一方的陳述なので、密約とはいえないとしている。^⑥しかし、この一方的陳述にいたる詳細な分析から、日本側が実質的に重要な犯罪を除き、裁判権を行使しないと約束したことが明らかとなっている。^⑦一方的陳述は、約束であることを隠蔽するために、日米が合意した手法だったのだ。

第三の砦が、本稿であつかう拘禁権である。拘禁権が問題となるのは、受入国が優先的裁判権（第一次裁判権）を有する場合である。派遣国に第一次裁判権がある場合、拘禁権は派遣国側にある。したがって、拘禁権の問題とは、受入国に第一次裁判権がある場合、被疑者・被告人の身柄を派遣国あるいは受入国のいずれが拘禁できるのかというものである。これが第三の砦、つまり、最後の砦である所以は、公務犯罪とは認定されず、また、受入国が裁判権を放棄しない場合に問題となるからだ。

アメリカ側がこの拘禁権にこだわったのは、米兵の刑事上の権利確保ということがまずある。米兵の身柄を確保しておけば、受入国で公正な裁判がおこなわれていないと考えられる場合、その身柄を受入国に引き渡さないという選択肢も可能となるからだ。しかし、この背景に、受入国の拘禁施設が米兵にとって不適切であるとか、あるいは、自白を強要されるのではないかといった受入国の刑事裁判手続きに対する不信感がある。アメリカにとって、拘禁権は、裁判の行方さえ左右しかねない重要な権利なのである。

拘禁とは何か

拘禁という日本語のイメージから、米兵の身体が刑事施設に拘束されることが想起されるであろう。日本の場合、未決拘禁という形で使われることが多い。未決拘禁とは、受刑者と同じように、身柄を強制的に施設に収容されることを意味する。ただ、それは刑罰の執行のためのものではない。

これに対して、アメリカ側のいう拘禁（custody）とは、これより広い概念である。米兵に対する刑事手続きの実務を記した法務省刑事局の資料には、「軍当局による拘禁には、軍側の留置場に収容することのほか、いわゆる禁足等

のゆるやかな自由拘束状態も含まれている」と記されている。⁽⁸⁾ このように、拘禁とはいっても、米軍基地から外出禁止といった場合も含まれるのである。

過去の例をみても、一九五七年一月、群馬県の相馬が原演習場で起きたジラード事件の場合、ジラードの身柄は、裁判終結にいたるまで、終始、米軍側が拘禁していた。⁽⁹⁾ それだけではなく、基地内で、日本人女性と結婚までしている。また、一九七四年七月に沖縄県北部の伊江島で起きた伊江島事件では、容疑者たる米兵二人は、嘉手納基地でこれまでとは異なるものの、別の任務に就いていた。⁽¹⁰⁾ 両名は基地外に出ることはできなかったとはいえ、容易に口裏合わせができる状態に置かれていた。このように、米軍側が身柄を拘禁している場合、たとえ米軍側が証拠の隠滅や共犯者による口裏合わせをさせないことを保証したとしても、実際にはこれらが可能になるという弊害も考えられる。

米兵に対する拘禁権

日米地位協定において、起訴前の米兵に対する拘禁権の規定は、NATO軍地位協定を受け継いでいる。両者はほぼ同様の規定なので、日米地位協定の例で説明したい。

罪を犯した米兵を日米いずれが逮捕するかによって、米兵の身柄の扱いが異なる。まず、アメリカ側が米兵を逮捕し、アメリカ側の手中に身柄がある場合である。日本側が起訴するまで、アメリカ側が引き続き拘禁できる（日米地位協定第一七条第五項(c)）。これに対し、日本側が米兵を逮捕した場合、拘禁の正当な理由および必要がある場合を除き、米兵の身柄はアメリカ側に引き渡される（同上第五項に関する合意議事録⁽¹¹⁾）。この例外の場合とは、証拠隠滅や逃亡のおそれである。この点、罪を犯した者が日本人の場合も同様の扱いとなる。つまり、逮捕したとしても、勾留の必

要がないと認められれば、身柄は釈放される。

ここで区別すべきは、アメリカ側が逮捕し、その身柄がアメリカ側の手中にあるとき、日本が米兵を起訴する前に、その身柄を引き渡すよう要請する場合である。地位協定上は、先に説明したように、日本側が起訴するまで、その身柄は、アメリカ側が拘束できることとなっている。この点、一九九五年に沖縄で起きた米兵三名による少女暴行事件をきっかけに、運用の改善がおこなわれた。当初、殺人・強姦といった凶悪犯の場合、日本側が身柄の引き渡しを要請すれば、アメリカ側はその要請に好意的な考慮を払うものとされた。その後、引き渡しを要請できる犯罪の範囲が、殺人・強姦以外の凶悪な犯罪に拡大されている^⑫。

問題は、日本側が逮捕し、その身柄を拘禁している場合である。たとえその拘禁に正当な理由および必要があったとしても、ほとんどの場合、その身柄はアメリカ側に引き渡される密約が存在しているのではないか、という点である。結論を先取りすれば、この密約は存在する。外務省は、二〇一一年、行政協定第一七条の改正の経緯を記したファイル^⑬を公開した。同ファイルのなかに、日本側が拘禁する場合は「多くはないであろう」と記した文書が存在する。刑事裁判権放棄密約と同様、津田實の陳述である。ただ、この文言だけで密約の存在が証明できるわけではない。そこで、この文言が登場する経緯、文言の意味を明らかにする必要がある。

前述のように、日米地位協定上は、日本側が米兵を起訴すれば、その身柄がアメリカ側にあつたとしても、日本側が要請すれば、身柄は日本側に引き渡されることとなっている。そこで、もし引き渡さず、アメリカ側が引き続き拘禁するとなると、協定違反の運用ではないかという問題が生ずる。

一九六五年にアメリカと中華民国（以下、台湾と称す。）の間で米華地位協定の交渉がおこなわれている。同交渉の

刑事裁判権問題を記したアメリカの公文書に、日米間に密約が存在するとの記述がある。密約の内容は、裁判手続きの完了まで、アメリカ側が米兵の身柄を拘禁する、というものだ。さらに、この密約にもとづき、裁判手続き完了までアメリカ側が身柄を拘禁してきた実態があるとの公文書も残されている。

密約と考えられるのは、前述の津田課長による「多くはないであろう」との陳述である。この文言は、一見すると、米兵の起訴前の拘禁について述べているように思われる。しかし、津田課長の陳述は、日本側が起訴する前だけではなく、起訴後の拘禁をもカバーしている可能性がある。そうすると、日本側が逮捕した米兵は、その身柄がアメリカ側に引き渡され、裁判手続きの完了まで、引き続きアメリカ側が拘禁できることとなる。

日本側の拘禁権が問題となるのは、日本側が第一次裁判権を有する場合である。裁判権放棄密約によれば、日本側にとって実質的に重要な犯罪となる。明確に定義されていないものの、殺人あるいは強姦といった犯罪は、当然、実質的に重要な犯罪に含まれるだろう。そうした重大な犯罪の容疑者の拘禁権が、終始、アメリカ側にゆだねられるとなると、日本人等が罪を犯した場合の拘禁と均衡を失し、米兵が有利に扱われているとも考えられる。

本稿は、まず、米兵の拘禁権が、日米地位協定およびその合意議事録ではどのように規定されているのかを確認することから説き起こしたい。さらに、非公表文書に、拘禁権はどのように記されているのかも明らかにする。

二・米兵の拘禁権の取り扱い

NATO軍地位協定における拘禁権

一九五二年四月二八日に発効した行政協定では、日本で罪を犯した米兵に対する裁判権は、アメリカ側が専属的に有することとなっていた（行政協定第一七条第二項）。ただし、同条第一項には、つぎのような規定が置かれている。

一千九百五十一年六月十九日にロンドンで署名された「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」が合衆国について効力を生じたときは、合衆国は、直ちに、日本国の選択により、日本国との間に前記の協定の相当規定と同様の刑事裁判権に関する協定を締結するものとする。

このように、NATO軍地位協定が発効すれば、同協定と同様の刑事裁判権条項を含んだ協定を結ぶことが予告されていたのである。同協定は、アメリカに関して、一九五三年八月に発効した。その発効を受け、行政協定第一七条の改正交渉が始まる。

NATO軍地位協定では、派遣国兵士の逮捕・拘禁について、第七条第五項でつぎのように規定されている。

(a) 受入国及び派遣国の当局は、受入国の領域内における軍隊の構成員若しくは軍属又は家族の逮捕及び前記の規定「受入国の国民、または、受入国に通常居住する者であっても、派遣国の軍隊の構成員である場合」に従つ

て裁判権を行使すべき当局への逮捕された者の引渡について相互に援助しなければならない。

(b) 受入国の当局は派遣国の軍当局に対し、軍隊の構成員、軍属又は家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 受入国が裁判権を行使すべき軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が派遣国の手中にあるときは、受入国により公訴が提起されるまでの間、派遣国により引き続き行われるものとする。

(a) は、派遣国兵士の逮捕と裁判権を有する方の当局への身柄の引渡について、相互に援助する義務があることを明記している。(b) は、受入国が派遣国兵士を逮捕した場合、派遣国・受入国のいずれが第一次裁判権を有するかを問わず、受入国はその逮捕を派遣国に通告することを定めている。(c) は、受入国が第一次裁判権を有する場合の拘禁に関する規定である。被疑者の身柄が派遣国側にある場合、その者の身柄は、受入国が公訴を提起するまで、派遣国が引き続き拘禁できるとなっている。この反対解釈として、身柄が受入国側にあれば、その者の身柄は、受入国側が拘禁できることとなる。

改正行政協定第一七条および合意議事録における拘禁権

NATO軍地位協定がアメリカにとって発効したことを受け、日米行政協定第一七条（刑事裁判権条項）は、一九五三年九月に改正された。この改正に関連して、日米間で交わされた文書は以下である。

- ・ 行政協定第一七条を改正する議定書（公表）
- ・ 同議定書の合意議事録（公表）
- ・ 正式会談における日米両国代表による陳述（非公表）
- ・ 日米両国の法務官代表による陳述（非公表）

まず、改正された第一七条の規定は、先に記したNATO軍地位協定第七条第五項の(a) (b) (c)に相当する規定である。受入国を日本国に、派遣国を合衆国と読み替えれば、ほぼ同様の内容となる。

つぎに、この改正第一七条の解釈を示したのが、合意議事録である。第一七条第五項に関する合意議事録は、以下のようになっていた。

1 日本国の当局は、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件について、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものを犯人として逮捕したときは、その犯人を拘束する正当な理由及び必要があると思料する場合を除くほか、当該犯人を釈放し、合衆国の軍当局による拘禁にゆだねるものとする。ただし、日本国の当局がその犯人を取り調べることをその釈放の条件とした場合には、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人をいつでも取り調べることができるようにしなければならない。合衆国の当局は、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人を起訴した時にその犯人の身柄を日本国の当局に引き渡さなければならない。

2 合衆国の軍当局は、日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有するすべての事件について、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕を直ちに日本国の当局に通告するものとする。⁽¹⁴⁾

右の2は、逮捕後の通告に関するものである。1が、改正第一七条第五項を受け、拘禁についての解釈を規定している。同項は、NATO軍地位協定にならない、日本側が逮捕した場合については明確に触れていなかった。これに対し、この合意議事録では、犯人を拘禁する正当な理由及び必要があれば、日本側が拘禁できることが明記されている。ただし、これは、日本の刑事訴訟法の規定と同趣旨であり、正当な理由等がなければ、被疑者が釈放されるのは当然のことである。また、日本側が被疑者を起訴した場合、その身柄がアメリカ側にあれば、日本側に引き渡されることとなっている。この場合、起訴すれば自動的に引き渡されるのではなく、日本側からその者の引き渡しを要請する必要がある。

日米両国の法務官代表による陳述

非公表文書には、正式会談における日米両国代表による陳述、および、日米両国の法務官代表による陳述がある。前者は、一九五三年九月二八日に開かれた正式会談の記録である。⁽¹⁵⁾ 日本側は松平康東外務省参与が代表をつとめ、アメリカ側は、J・グラハム・パーソンズ (J. Graham Parsons) 在京米大使館参事官が代表をつとめた。この会談には、日本に駐留する英連邦使節団もオブザーバーとして出席している。国連軍地位協定の締結に備えるためである。

この正式会談の記録は、拘禁について触れていない。ただし、交渉過程では、拘禁について、正式会談の記録に盛り込むことも議論されている。また、この記録は非公表であるとはいえ、英連邦使節団がオブザーバーとして出席し

ていることから明らかなように、その内容が知られることが前提となっている。

つぎに、日米両国の法務官代表による陳述（非公表）とはいかなるものだったのであろうか。この陳述は二種類存在している。ひとつは、刑事裁判権放棄に関するものである。もうひとつが、拘禁に関するものである。

前者は、刑事裁判権の放棄密約としてよく知られるものであることから、詳細は省略する。¹⁶ 内容は、前述のように、津田課長が、実質的に重要な事件を除き、日本側はその方針として、米兵に対する第一次裁判権を行使するつもりがない旨を述べたものだ。実質的に重要な事件とは何か、明確にされていない。少なくとも、殺人および強姦がそれにあたることは間違いないであろう。

拘禁に関する陳述は、刑事裁判権小委員会でアメリカ側代表のアラン・B・トッド (Alan B. Todd) 中佐と津田課長によりなされた。刑事裁判権放棄に関する陳述は、津田課長の一方的なものであったのに対し、拘禁に関しては、両者による問答の形式がとられている。その重要性にかんがみ、以下に全文を引用する。

米側代表…

私は、日本側代表に対し、犯人が合衆国の軍当局による拘禁に委ねられるために釈放するに当たり、日本国の当局がその犯人を取り調べることができることをその釈放の条件とした場合には、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人をいつでも取り調べるようにすることを保証したい。

アラン B. トッド中佐 法務部

刑事裁判権小委員会米側代表

日本側代表…

米側代表の前記の保証に鑑み、日本国の当局がその犯人の身柄を拘束する場合は多くはないであろうと述べたい。

津田 實

刑事裁判権小委員会日本側代表¹⁷

この陳述は、行政協定第一七条の改正後、一〇月二二日に刑事裁判権小委員会が開かれたときの記録である。したがって、同改正交渉に関する文書とは、まったく切り離されている。

秘密了解の指摘

米兵の拘禁をめぐる、日米間に密約が存在していたことを示す文書が、アメリカ国立公文書館に残されている。その文書とは以下である。

一九六五年、米華地位協定を締結するための交渉がおこなわれていた。同交渉に関する文書に、米空軍のヴィンセント・A・ジョーダン (Vincent A. Jordan) 少佐からモーガン (Morgan) 大佐に宛てたメモランダムがある。¹⁸ 両者は、軍の法律問題を扱う法務官である。同メモランダムの主題は、「台湾地位協定交渉―拘禁」で、日付は一九六五年二月一六日とある。拘禁に関して、この時点におけるアメリカ側提案および台湾側対案を整理した文書だ。そのなかに、つぎの一文がある。

米兵の拘禁権をめぐる密約 (信夫)

5. 日本との秘密了解 (Classified Understanding) が、合同委員会の裁判権小委員会で交わされた。日本側代表は、「：日本国の当局がその犯人の身柄を拘束する場合は多くはないであろう」と述べた。⁽¹⁹⁾

先に引用した津田の陳述そのままである。この部分が密約であるとはいかなる意味なのであろうか。

三・ 拘禁権をめぐる日米交渉

拘禁権をめぐる日米それぞれの案

行政協定第一七条を改正する日米交渉は、一九五三年八月に始まった。そのうち、拘禁権をめぐる日米交渉の経緯を明らかにしておきたい。まず、八月一七日に提示されたアメリカ側議定書案および合意議事録案を紹介する。念のため、議定書とは、行政協定第一七条を改正する条約のことである。合意議事録は、議定書の解釈を示す文書として公表され、議定書と同等の効力を認められるのが一般的である。

アメリカ側議定書案第五項(c)が拘禁に関する規定で、つぎのようになっていた。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国の軍隊の構成員若しくは軍属又は家族で被告人^マとなつた者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。⁽²⁰⁾

同案は、前述のNATO軍地位協定第七条第五項(c)を踏襲したものである。この規定によれば、派遣国兵士の身柄が派遣国側にあれば、受入国が公訴を提起するまで、その身柄は派遣国が引き続き拘禁することとなる。それでは、受入国側に身柄がある場合はどうなるのであろうか。同項(c)の反対解釈として、身柄が受入国側にあれば、受入国側が身柄を拘禁する。受入国が公訴を提起した後も、引き続き、身柄は受入国が拘禁することになる。これが、NATO軍地位協定における拘禁に関する原則である。

なお、拘禁に関する日本側議定書案も、NATO軍地位協定とほぼ同様である。²¹異なるのは、日本側案では、対象が「合衆国軍隊の構成員又は軍属」に限定され、家族が含まれていない点だ。

問題は、合意議事録案の方である。アメリカ側の合意議事録案では、拘禁を規定した5(a)は、つぎのようになっていた。

日本国が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を逮捕したときは、日本国の当局は、合衆国の軍当局にその者の拘禁を移すものとする。日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有している場合には、合衆国は、日本国の当局がその事件を特に重大と認めて裁判権を行使することを希望する旨の通告がない限り、拘禁を継続するものとする。日本国の当局が裁判権を行使することを希望するこれらの例外的な場合においては、合衆国の軍当局は、日本国の当局により起訴されるまでの間その者の拘禁を継続するものとし、起訴されたときは、合衆国の軍当局は、要請により、日本国の当局にその者の拘禁を移すものとする。合衆国の当局は、合衆国がその者を拘禁している間、日本国の当局がいつでもその者に接見することができることを約束する。²²

右の合意議事録案の要点は以下である。日本側が米軍人、軍属、家族を逮捕したとき、日本側の当局は、その身柄を米軍当局に移す。また、日本側が第一次裁判権を有する事件については、日本にとって特に重大であるとして日本側が裁判権を行使する旨をアメリカ側に通知しないかぎり、アメリカ側は身柄の拘禁を継続できる⁽²³⁾。さらに、特に重大という日本側が裁判権を行使する例外的な場合にかぎって、日本側が要請すれば、米軍当局はその身柄を日本側に移すというものである。つまり、日本側が身柄を拘禁できる場合が、特に重大な事件に限定される。それ以外の犯罪は、結局、アメリカ側が刑事裁判権を行使するので、日本側による拘禁という問題自体が生じない。また、特に重大な事件の場合も、日本側が要請してはじめて身柄が日本側に移されることとなる。このように、日本側が米兵を拘禁できる場合が、きわめて限定されるのである。

アメリカ側の合意議事録案に対して、日本側は、「NATO方式の原則と例外とを顛倒するものであつて、…今回の改訂を実質的にほとんど骨抜きにせんとする底意があるのではないかと疑われ、わが方としては到底受諾し得ないものである⁽²⁴⁾」と同案を拒否する姿勢を示した。NATO方式では、派遣国が派遣国の兵士に対し第一次裁判権を行使できる場合は、派遣国軍兵士同士の犯罪、派遣国の財産・安全のみに対する犯罪、それに、派遣国軍兵士による公務執行による犯罪だけだった（NATO軍地位協定第七条第三項^(a)）。犯罪が日本にとって特に重大である点は、日本側が第一次裁判権を行使するための要件とはなっていない。

八月二五日に開かれた三宅喜二郎外務省参事官と在京米大使館のジュールス・バッシン（Jules Bassin）法律顧問との会談の際、バッシンは、この問題につきのような解決方式を提案している。拘禁に関する規定を合意議事録案から落とし、公式会談における日本側代表による一方的ステートメントとする。この案は、第一次裁判権の放棄に関して、

アメリカ側が提案していた方式にならっている。このステートメントに、日本側の交渉代表である松平参与とアメリカ側の代表であるパーソンズ参事官がイニシヤルするというものだ。⁽²⁵⁾

九月一日、日本側から、法務省が作成した合議事録案が提示された。同案は、「日本国政府は、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対する起訴前の身柄の拘束については、その者が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき日本側に、駐留する軍隊の要員である点に考慮を払うものとする。」⁽²⁶⁾となっている。この案では、身柄をアメリカ側に引き渡すとは直接述べていない。日米安保条約を引き合いに出し、身柄をアメリカ側に引き渡すことを暗に示そうとしたのである。しかし、アメリカ側はこの案を受け入れなかった。⁽²⁷⁾

こうした交渉のなかで、日本側が身柄を拘禁した場合、その身柄をごくまれにしか拘禁するつもりはないとの日本側の発言が飛び出すこととなる。

ごくまれにしか拘禁せず

八月三十一日、松平参与とパーソンズ参事官との会談が開かれた。席上、パーソンズは、アメリカ側の立場を最大限に確保しつつ、日本側が受入可能な案として、以下を提示した。

アメリカ側の合議事録案を修正する。日本側が被疑者たる米兵を逮捕した場合、日本側に第一次裁判権があれば、日本側当局による取り調べのため米兵を出頭させるとの条件のもと、身柄をアメリカ側の拘禁にゆだねる。さらに、被疑者が起訴された場合、アメリカ側は日本側にその者の拘禁を移す。⁽²⁸⁾

同案は、日本が第一次裁判権を行使できる場合を重大な事件に限っていた部分をまず削除している。また、日本側

が逮捕した場合、その身柄はアメリカ側に引き渡されるものの、日本側はいつでも被疑者を取り調べられることとなっている。この点、アメリカ側が譲歩したものである。

アメリカ側修正案に対して、松平は、日本側はごくまれにしか（in rare cases）被疑者を拘禁するつもりはない、と述べている。ただし、日本側に第一次裁判権がある場合、日本側は日本の法律のもとで拘禁するか否かを選択する権利、つまり、建前上、拘禁権という権利を有しなければならない、というのだ。なぜなら、国会で問われた場合、日本側に拘禁権があることを主張する必要があったからだ。⁽²⁹⁾このように、刑事裁判権放棄密約と同様、権利があるという建前と、実際にその権利を行使するか否かを使い分けていたのである。

日本側としては、日本側にとって拘禁が必要な場合を除き、取り調べのため米兵を日本側に出頭させることをアメリカ側が保証するならば、被疑者の身柄をアメリカ側に引き渡すとの了解を受け入れることは可能だとした。次回会合で、アメリカ側がこの線に沿って、案を提示することとなった。⁽³⁰⁾

九月三日、アメリカ側は、拘禁に関する口頭陳述（Oral Statement）をおこなった。それによると、アメリカ側は、日本側が提示した線に沿った案を実質的に受け入れるようワシントンに申し出ることを決定したとある。ただし、日本側当局が、米兵をごくまれにしか（in rare cases）拘禁することはないとの前提においてだ。アメリカ側は、この線に沿った具体案を示した。⁽³¹⁾なお、この口頭陳述の文書の in rare cases の欄外に、「not many cases とする試案を我方研究。」と日本側が記している。

アメリカ側の具体案とは以下である。まず、形式として、第五項(a)に関し、合意議事録ではなく、正式会談で両国代表が陳述するものとする。日本側代表は、日本側にとって被疑者を拘禁する必要がある場合を除き、その者の身柄

をアメリカ側に引き渡す云々と述べる。続いて、アメリカ側代表は、「実際問題、日本側当局はごくまれにしか被疑者を拘禁するつもりはないものとわたしは了解しておりますが、これを確認してよろしいでしょうか。」と問う。日本側代表は、「この了解を確認いたします。」と述べる、というものだ。

この案をめぐってさらに交渉が続けられる。「ごくまれにしか」被疑者を拘禁しないという部分は、日本側の希望を入れ、「日本国の当局が犯人を拘禁する場合は多くはないであろう」との文言で落ち着いた。

両国代表による陳述という形式の点は、「正式会議におけるステートメントに入れることは同意し得ざる旨九月四日法務省津田課長より申越せり。但し合同委員会の刑事裁判権分科会等で述べることは考慮してもよいとのこと」⁽³²⁾と、三宅参事官が記している。前述のように、正式会談における陳述は非公表ではあるものの、知られることが前提となっていたからだ。この法務省の申し入れを受け、最終的に、前述の刑事裁判権小委員会におけるトッド中佐と津田課長の陳述となった。⁽³³⁾

このように、合意議事録（公表）から両国代表による陳述（非公表扱いであるが、実質的には公表）へ、さらに、刑事裁判権小委員会の両国代表による陳述（非公表）へと変遷したのである。なお、合意議事録と両国代表による陳述の内容はほぼ同じであった。こうして、九月四日、拘禁の問題について、日米間で完全に意見の一致をみることとなる。⁽³⁴⁾

密約とは何か

拘禁をめぐる日米間の密約とは何かを整理しておきたい。米兵が罪を犯し、日本側が逮捕した場合、アメリカ側はその者の拘禁をつねに確保しようとした。この考えに沿って、つぎのようなアメリカ案が作られた。

議定書は、NATO軍地位協定の拘禁に関する文言そのままとする。合意議事録の方で、日本側が身柄を確保している場合、正当な理由および必要があると考えられる場合を除き、身柄はアメリカ側に引き渡されることにする。

ただ、これ自体は、日本国内における刑事司法手続きと違いがあるわけではない。なぜなら、日本人が逮捕された場合でも、正当な理由がなければ、保釈されるのが一般的であるからだ。問題は、正当な理由および必要があつて、本来、日本側が拘禁できるにもかかわらず、米兵による犯罪ということで、身柄がアメリカ側に引き渡されるのではないかという点である。

この点を保証したのが、刑事裁判権小委員会の日米それぞれの代表であるトッド中佐と津田課長の陳述である。津田課長の陳述は、「日本国の当局がその犯人の身柄を拘束する場合は多くはないであろう」となっていた。

まず、形式という点に着目したい。刑事裁判権放棄密約の場合、問答の形式をとると、約束と受け取られる可能性が高くなるため、あえて津田課長の一方的陳述となった。三宅参事官は、日米双方の交渉代表者が陳述する形の日本案について、「このステートメントは我方取扱方針の一方的声明であるから、了解又は協定の如き印象を興えない様に、問答の形を取らないように修正すること可然⁽³⁵⁾」と記している。これに對し、この身柄の放棄に関する密約の方は、トッド中佐と津田課長の問答の形式がとられている。約束の意味合いが高いといえるだろう。

つぎに、「多くはないであろう」という文言の意味である。この文言が登場する前、日本側代表の松平参与は、ごくまれにしか米兵を拘禁するつもりがないことをアメリカ側に伝えていた。アメリカ側は、それを受けて案を作成し、日本側に提示した。「ごくまれにしか」という文言ではあまりにも拘禁する場合が限定されてしまう印象を受ける。そこで、それに代わり、「多くはないであろう」との文言を日本側が提示し、決着したのである。

アメリカ側の合意議事録案、ならびに、正式会談におけるアメリカ側代表の陳述案には、日本側の起訴後、その身柄は日本側に引き渡される旨が記されていた。しかし、トッドと津田の陳述は、このことにまったく触れていない。したがって、日本側が拘禁する場合は多くはないであろうというのが、起訴前だけをさしているのか、それとも、起訴後、裁判手続の完了までもさしているのか明確でないところがある。

この点については、日本側が拘禁する場合が多くはないであろうとは、起訴前にかぎらず、起訴後の裁判手続きの完了までも含まれることを示す文書が、アメリカ国立公文書館に残されている。そうすると、議定書および合意議事録の文言とは異なり、起訴後の拘禁も引き続きアメリカ側にゆだねられるのではないかとの疑問がわいてくる。そこで、この疑問を説明する必要がある。

四・起訴後の拘禁権

拘禁をめぐる外務省の説明

日米地位協定第一七条第五項(c)は、改正行政協定第一七条をそのまま受け継ぎ、「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。」と規定している。被疑者の身柄がアメリカ側の手中にある場合、その者の拘禁は、日本側が起訴するまで、アメリカ側のもとに置かれる。それでは、起訴後の被告人の身柄はどうなるのであろうか。

繰り返すと、この第五項に関する合意議事録の1に、起訴後の場合、「合衆国の当局は、日本国の当局の要請があれば、日本国の当局がその犯人を起訴した時にその犯人の身柄を日本国の当局に引き渡さなければならない。」⁽³⁶⁾とある。つまり、日本側がアメリカ側に要請すれば、身柄は日本側に引き渡されるのである。

ドイツに駐留するNATO軍の地位を定めたドイツ補足協定では、「ドイツ当局による釈放、無罪判決又は刑の執行開始に至るまで」、身柄は派遣国当局（アメリカ）にとどめられるとなっている（ドイツ補足協定第二三条第三項）。また、二〇〇一年に改正された米韓地位協定第二二条の合意議事録では、殺人・強姦といった一二種類の凶悪犯罪について、被疑者の起訴時または起訴後、韓国当局に身柄が引き渡されることとなった。⁽³⁷⁾他の地位協定でも、裁判手続き完了まで、身柄はアメリカ側が拘禁するというのが一般的である。⁽³⁸⁾日本の場合、日本側が起訴すれば日本側に身柄が引き渡され、他国に比べ優遇されていることになる。

この優遇について、外務省の日米地位協定Q & Aの問9に、「日米地位協定の規定は、他の地位協定の規定と比べても、NATO地位協定と並んで受入国にとっていちばん有利なものとなっています」⁽³⁹⁾と記されている。さらに、「刑事手続きに関する運用の改善」の説明でも、「日米地位協定の規定は、NATO地位協定と並んで受け入れ国にとって最も有利なものとなっています」⁽⁴⁰⁾とある。

ただ、刑事裁判権放棄密約の場合を想起して見る必要がある。刑事裁判権と拘禁権がパラレルになっているとすると、日本側が拘禁する場合は多くはないであろうとの文言に、起訴後も含まれるのではないかとの疑問が生ずる。この点について、米華地位協定交渉に関する文書から探してみたい。

米華地位協定の締結

一九六四年から六五年にかけ、米比軍事基地協定の改正、米華地位協定および米韓地位協定の締結と、極東アジアの国々がアメリカと次々に地位協定を締結した。一九六三年にドイツ補足協定が発効したことを考え合わせると（同協定が締結されたのは一九五九年である）、この時期、日本と関連の深い国々とアメリカとの間で地位協定が相次いで締結されていたことがわかる。

この四カ国は、日本との因縁浅からぬものがある。日本とドイツは、第二次世界大戦中、枢軸国として共にたたかった歴史がある。韓国および台湾は、第二次世界大戦で日本が敗戦を迎えるまで、日本の植民地であった。フィリピンは、第二次世界大戦中、日本の占領を経験している。極東の三カ国からみれば、日本は敗戦国である。そのためこれら三カ国は、日米地位協定の刑事裁判権条項より不利な内容はめないとの基本方針でアメリカとの交渉にのぞんだのである⁽⁴¹⁾。

このなかで、とくに注目したいのが、台湾とアメリカが締結した米華地位協定における交渉過程である。同交渉過程を記した文書に、拘禁をめぐって、日米間に密約が存在したことを示す記述が登場する。

同協定は、一九五四年一二月に締結された米華相互防衛条約をきっかけに、交渉が開始された。同条約にもとづいて、台湾に米軍の駐留が認められることとなったからだ。ただし、それまでも軍事顧問団 (Military Assistance Advisory Group - MAAG) という形で米軍は駐留していた。MAAGの要員には、外交特権が認められていたことから、裁判権はアメリカ側が有していた。また、MAAGとは別に、個別の防衛施設に駐留する米軍には、MAAG要員と同様の特権が与えられていた⁽⁴²⁾。しかし、米兵による犯罪の増加とともに、地位協定を締結すべしという台湾の人々の

声が高まってくる。その結果、地位協定の交渉開始から十年を経た一九六五年八月、ようやく米華地位協定の署名にいたったのである。

米華地位協定における裁判権・拘禁権

一般的に、地位協定における裁判権と拘禁権の問題は、密接な関係にある。受入国に認められる裁判権の範囲が広がれば、派遣国（アメリカ）は受入国の拘禁権の範囲を狭めようとする。それにより、米兵の刑事上の人権をなるべく確保しようというのだ。その典型的な例が、ドイツ補足協定である。米華地位協定における裁判権と拘禁権は、このドイツ補足協定に範をとっていた。ドイツ補足協定における刑事裁判権条項では、ドイツはまず裁判権を放棄する。ただし、ドイツ司法の重大な利益にかかわるものとドイツ側が判断すれば、ドイツは裁判権の放棄を撤回できることとなっている。

米華地位協定の場合、台湾が裁判権放棄を撤回できる範囲は、台湾司法の重大な利益にかかわるものに限定されている。これは、一九五四年に、オランダとアメリカが、オランダに駐留する米軍の地位を定めた合意にあるオランダ方式に類似する。同方式では、オランダは、特に重要な事件を除き、米兵に対する裁判権を放棄している。ただし、この場合、「特に重要な」事件とは何かは定義されていない。これに対し、ドイツ補足協定に関する合意議事録および宣言では、人の死を招来する犯罪、強盗、強姦が例示されている。例示された犯罪以外でも、ドイツ司法の重大な利益にかかわるものであれば、ドイツ側は裁判権放棄を撤回できるとされている。

アメリカ側は、受入国が行使できる裁判権の範囲を可能なかぎり狭めようとした。そのため、例示も限定しようと

したのである。したがって、例示された犯罪であっても、さらに犯罪の態様によって、ドイツは、ドイツ司法の重大な利益にかかわるものであるのか、あらためて判断する仕組みになっていた。

ただし、このドイツ方式そのままをアメリカ側が台湾側に提示するのは、交渉の最終盤になってからだ。その時期は一九六五年二月である。それ以前、台湾に認められる刑事裁判権の範囲、および、台湾側が米兵を拘禁できる犯罪および時期をめぐって、複雑な交渉が米華間で繰り広げられていた。その頂点に達したのが、一九六五年一月から二月にかけての交渉である。

拘禁権をめぐる密約

米華地位協定の交渉では、裁判権の放棄は、ドイツ方式を前提にすすめられた。したがって、台湾側は、まず米兵の裁判権を放棄する。ただし、台湾側が、台湾司法の重大な利益にかかわるものであると判断すれば、裁判権放棄を撤回できる。問題は、裁判権放棄を撤回できる犯罪の範囲であった。ドイツの場合、前述のように、人の死を招来する犯罪、強盗、強姦が例として挙げられていた。

台湾との交渉で、アメリカ側は、右の犯罪に加え、放火や麻薬犯罪も、裁判権放棄を撤回できる犯罪であることを秘密書簡で明らかにする案を台湾側に提示した。つまり、台湾側が裁判権を行使できる犯罪の範囲を広げる案である。ただし、この案には、拘禁について条件が付いていた。裁判手続きの完了まで、アメリカ側は米兵の身柄を拘禁できるとい⁴³うのがその条件である。台湾側が裁判権放棄を撤回できる範囲、つまり、裁判権を行使できる範囲を広げることの見返りに、拘禁権は、裁判手続き完了まで、アメリカ側にあるとする案だ。

アメリカ側が拘禁権に条件をつけたのにはつぎのような理由がある。台湾側は米兵を起訴した時点で身柄を台湾側に引き渡すよう強く求めていたからだ。⁽⁴⁴⁾ 前述のように、日米地位協定第一七条第五項によれば、逮捕された米兵の身柄がアメリカ側にある場合、日本側が米兵を起訴すれば、その身柄は日本側に引き渡されることとなっている。戦勝国である台湾からすれば、台湾の拘禁権は、敗戦国である日本のそれと少なくとも同じレベルでなければならなかったのだ。

一九六五年一月、米華地位協定の交渉は、拘禁権の問題をめぐる膠着状態に陥っていた。台湾側は、起訴後の米兵の拘禁の引き渡しを求め、その主張を頑として譲らなかった。唯一、譲歩したのは、起訴後、台湾側に米兵の拘禁が移される場合、アメリカ側が拘禁の引き渡しを求めれば、台湾側はその要求を好意的に考慮するというものであった。⁽⁴⁵⁾

こうした状況下、台湾側を説得するため、拘禁をめぐる日米間に密約があることをアメリカ側は台湾側に伝えることとなる。一九六五年二月六日、米華地位協定交渉第二期間の第三一回会談が、台湾外務省で開かれた。台湾側の交渉団代表は蔡維屏台湾外務省北米局長、アメリカ側はラルフ・N・クロウ（Ralph N. Clough）在華米大使館首席公使であった。⁽⁴⁶⁾

この会談で、クロウ公使は、これまでのアメリカ側の主張を繰り返している。その主張とは、アメリカ側が裁判手続きの完了まで米兵を拘禁し、有罪判決が確定したならば、その拘禁を台湾側に引き渡す、というものであった。これに対し、蔡博士（蔡局長は博士の学位を有していた。）は、米側の提案が台湾の立法院で審議された場合、その提案を擁護するのは困難であるとして、つぎのように述べている。「一番の問題のひとつは、「アメリカと」日本との取り決

めがどのようなになっているのか、議員諸氏から尋ねられることである。日本がきわめて有利な立場におかれていることがわかれれば、議員諸氏はこの案に否定的にならざるをえない。⁽⁴⁷⁾」

また、この問題について、クロウ公使と蔡博士は、つぎのような会話を交わしている。

クロウ公使：日本とは秘密了解 (a classified understanding) が存在し、実際の運用では、日本の拘禁の行使はきわめて

限定されていることを、蔡博士および台湾政府に内密にお伝えする権限が与えられている。

蔡博士：その了解は、現在のアメリカ側提案と同じ基礎に立つものであるか。

クロウ公使：現在のアメリカ側提案は、実質的に、日本における慣行と同じ結果になる。⁽⁴⁸⁾

クロウ公使は、米兵の起訴後の拘禁は、日米地位協定第一七条の合意議事録にあるように、日本側に引き渡されるのではなく、アメリカ側が拘禁しているのが現状であることを蔡博士に伝えた。米兵の身柄は起訴後も引き続きアメリカ側が拘禁するとの了解が存在することから、それにもとづく運用がなされているというのだ。

これを裏付けるもうひとつの文書がアメリカ国立公文書館に残されている。この文書は、空軍の法務官を含めた四名が、一九六五年二月五日、空軍長官の下、国際問題を担当する法務部長補の執務室で会合を開いたときの記録である。⁽⁴⁹⁾ 参加したのは、ハンロック氏 (Mr. Hancock)、モーガン大佐 (Colonel Morgan)、レイノルズ氏 (Mr. Reynolds)、ジョーダン少佐 (Major Jordan) である。モーガン大佐とジョーダン少佐との間で、拘禁に関するアメリカ案が検討されていたことを示す文書も、別途、残されている。⁽⁵⁰⁾ なお、ジョーダン少佐は、前述の「台湾地位協定交渉―拘禁」

をまとめた人物である。

会合の主題は、極東における地位協定交渉とある。具体的には、当時、交渉が進められていた、台湾、韓国、フィリピンについて、裁判権放棄および拘禁に関するアメリカ側の要求を整理したものだ。台湾に関して、アメリカ側の要求を記した部分に、つぎのような記述がある。

日本における「拘禁の」取り扱いは、すべての裁判手続きの完了まで、アメリカ側が拘禁を保持できるとなっていた。この取り扱いは、日本との非公表の秘密了解（unpublished classified understanding）の結果である。⁵¹

ここに、「日本との非公表の秘密了解」が登場する。これこそが、刑事裁判権小委員会におけるトッド中佐と津田課長の陳述だったのである。したがって、「拘禁する場合は多くはないであろう」との津田課長の陳述は、裁判手続きの完了までも意味していたことになる。

日本における拘禁の実態

拘禁をめぐる日米の密約に加えて、一九六五年二月、日本における拘禁の実態を記した電報も、アメリカ国立公文書館に残されている。それについても紹介しておきたい。

ひとつは、二月一六日、米空軍参謀本部から府中にある第五空軍本部に、日本における拘禁の実態を問い合わせた電報である。⁵² 主題は、台湾との地位協定交渉とある。なお、この電報は、前述のジョーダン少佐とモーガン大佐も起

案に携わっている。電文は以下である。

国務省は、日本の裁判所で米兵の裁判がおこなわれた際、日本当局が米兵を拘禁した件数を在華米大使館に提供するよう在京米大使館に要請した。参謀本部が得ている情報では、日本はすべての事件で、裁判手続きが完了するまで、アメリカ側に拘禁をゆだねているとされている。これが事実ならば、現在、おこなわれている「台湾との」交渉で、アメリカの立場を擁護するのに役立つこととなる。⁵³

同電報に対する第五空軍本部からの返電には、裁判手続きの完了まで、すべての事件で、日本側が米兵の拘禁をアメリカ側に引き渡してきたとの記述は正しい、とある。まれに日本当局が、初動捜査の際、数日間、米兵を拘禁したことがあるだけだという。⁵⁴

このように、この二つの電報によれば、日本側は、裁判手続きの完了まで、米兵の拘禁をすべてアメリカ側にゆだねていたのである。そこで、想起されるのが、前述の一九五七年一月に起きたジラード事件である。ジラードの裁判権をめぐるのは、日米合同委員会でも決着がつかず、アメリカ側が裁判権を行使しないことで落着いた。その結果、日本側がジラードを起訴したのであった。起訴後のジラードの身柄は、引き続き米軍側に拘禁されている。ということは、このジラードの件は、まさに日米間の拘禁をめぐる密約が実行に移されていた例だったともいえる。ただし、日本側がたんにジラードの拘禁を要請しなかったただけかもしれない。

この密約がいまも有効なのかは定かでない。沖縄が本土に復帰した直後の一九七二年九月、いわゆるベンジャミン

事件が起きる。この事件は、米軍基地のキャンプハンセンで、エームス・S・ベンジャミン上等兵が、日本人従業員を殺害したというものである。ベンジャミンの身柄は、起訴後、日本側に引き渡されている⁽⁵⁵⁾。また、すでに紹介した一九九五年に沖縄で起きた少女暴行事件の場合も、米兵三名の身柄は、起訴後、日本側に引き渡された⁽⁵⁶⁾。

起訴後の米兵の身柄の引き渡しについては、日本側が要請すればという条件が付いている。そのことと密約との兼ね合いもあり、密約の有効性は、今後、検討すべき課題である。

- (1) R. Chuck Mason, *Status of Forces Agreement (SOFA) : What Is It, and How Has It Been Utilized?*, March 15, 2012, Congressional Research Service, p. 1. このレポートの二頁目には、一一五カ国以上と記されている。なお、本稿でいう米兵とは、軍属を含む概念である。ただ、それらの家族を含むか否かは、場合により異なる。一般的に、派遣国は家族も含めようとするのに対し、受入国は家族を一般の外国人と同じ扱いにしようとする。
- (2) 日本が締約国である条約については、外務省の条約検索データによる。以下も同様である。
- (3) Mason, *Status of Forces Agreement (SOFA)*, p. 2.
- (4) Department of State, *United States and Other International Agreements*, Volume 4 in Two Parts, 1953, Washington D.C.: United States Government Printing Office, 1955, pp. 1828-1829.
- (5) 外務省のウェブサイトには、原本のコピー（津田のサイン入り）が掲載されている。〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei06.pdf>〉これは、一九五三年一〇月二二日に開かれた合同委員会の刑事裁判権小委員会の会合の記録である。
- (6) 外務省ウェブサイトの日米合同委員会（二〇一一年八月二五日）におけるやり取り（仮訳）。〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei09.pdf>〉

- (7) 詳しくは、信夫隆司『米軍基地権と日米密約―奄美・小笠原・沖縄返還を通して』岩波書店、二〇一九年の第一章「刑事裁判権密約」を参照。
- (8) 法務省刑事局『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料「検察提要六」』、検察資料「一五八」、一九七二年三月、三五頁。
- (9) ジラード事件については、信夫『米軍基地権と日米密約』の第三章「ジラード事件」を参照。
- (10) 伊江島事件については、信夫『米軍基地権と日米密約』の第六章「伊江島事件」を参照。
- (11) 外務省ウェブサイト、第十七条5に関する合意議事録。〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/17_00_06.pdf〉
- (12) 外務省ウェブサイトの刑事裁判権手続きに関する運用の改善を参照。〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_03.html〉
- (13) 外務省ウェブサイト、一九五三年の日米行政協定（日米地位協定の前身）第十七条（刑事裁判権）改正交渉に係る外交記録及び関連資料の公表。〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/1953kaisei.html>〉
- (14) 外務省ウェブサイト、第十七条5に関する合意議事録。〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/17_00_06.pdf〉
- (15) “Record of the Meeting of September 28, 1953 for the Negotiations to amend Article XVII of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America” (In Confidence), 『日米安全保障条約関係一件、第二条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷‘B.5.1.0.J/U3-1-2, 外交史料館’。
- (16) 詳しくは、信夫『米軍基地権と日米密約』、第一章「刑事裁判権密約」を参照。
- (17) 外務省ウェブサイト、行政協定裁判権小委員会刑事部会、一九五三年一〇月二二日（二〇一一年作成仮訳）。〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/1953kaisei05.pdf>〉
- (18) “Memorandum for Colonel Morgan From Vincent A. Jordan (Major, USAF), February 16, 1965” (Confidential), RG341

[Entry P 26] Subject Files, 1/11/1952-11/30/1981, Box 12, National Archives at College Park, MD.

(19) Ibid.

(20) 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条を改正する議定書(案)」(極秘)、一九五三年八月一七日、『日米安全保障条約関係一件、第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻、B.5.1.0.J/U3-1-2, 外交史料館。

(21) 同上。

(22) 「日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定第十七条を改正する議定書に関する公式議事録(案)」(極秘)、一九五三年八月一七日、『日米安全保障条約関係一件、第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三巻、B.5.1.0.J/U3-1-2, 外交史料館。

(23) 奥村参与「行政協定刑事裁判権条項改定交渉に関する件」(極秘)、一九五三年八月一日、『日米安全保障条約関係一件、第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻、B.5.1.0.J/U3-1-2, 外交史料館。

(24) 三宅参事官「行政協定刑事裁判権条項の改訂に関する三宅・バッシン会談要録」(極秘)、一九五三年八月二五日、『日米安全保障条約関係一件、第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻、B.5.1.0.J/U3-1-2, 外交史料館。

(25) 同上。

(26) 「身柄引渡の問題 5 (a)について」、一九五三年九月一日、『日米安全保障条約関係一件、第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻、B.5.1.0.J/U3-1-2, 外交史料館。

(27) “Agreed Official Minutes, 2. Re paragraph 5, September 1, 1953” (Confidential), 『日米安全保障条約関係一件、第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一巻、B.5.1.0.J/U3-1-2, 外交史料館。

(28) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 590, September 2, 1953” (Confidential), RG319 [Entry A1 60] Security Classified Correspondence of the Public Affairs Division, 1950-1964, Box 7, National Archives at College Park, MD.

- (29) “Memorandum for the Record, Subject: Secretary of Defense Decision on Japanese Criminal Jurisdictional Arrangements, by John B. Henderson, September 28, 1953” (Confidential), RG84 [Entry UD 2828A] Tokyo Embassy, Classified General Records, 1952-1963, Box 18, National Archives at College Park, MD.
- (30) Ibid. 他文 “Memorandum of Conversation, Subject: Criminal Jurisdiction Negotiations, Participants: Mr. Bassin and Mr. Matsudaira et al., September 1, 1953” (Confidential), RG84 [Entry UD 2828A] Tokyo Embassy, Classified General Records, 1952-1963, Box 18, National Archives at College Park, MD を参照。
- (31) “Oral Statement, United States Proposal, September 3, 1953” (Confidential), 『日米安全保障条約関係一件、第二条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第三卷、B.5.1.0.J/UD3-1-2, 外交史料館。
- (32) “Tentative Agreed Draft, September 3, 1953” (Confidential), 『日米安全保障条約関係一件、第二条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第一卷、B.5.1.0.J/UD3-1-2, 外交史料館。
- (33) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 611, September 5, 1953” (Confidential), RG84 [Entry UD 2828A] Tokyo Embassy, Classified General Records, 1952-1963, Box 18, National Archives at College Park, MD.
- (34) 松平参与「行政協定改訂交渉に関する件」(極秘)、一九五三年九月四日、『日米安全保障条約関係一件、第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二卷、B.5.1.0.J/UD3-1-2, 外交史料館。
- (35) 「第一次裁判権不行使に関する件 Statements by Japanese and American Representatives re paragraph 3 (c), Japanese Draft, September 8, 1953 (Confidential)」、『日米安全保障条約関係一件、第二条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係』第二卷、B.5.1.0.J/UD3-1-2, 外交史料館。
- (36) 外務省ウェブサイトの日米地位協定および合意議事録より。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/pdfs/17_00_06.pdf>
- (37) 白井京氏による韓米地位協定の改正および合意議事録の日本語訳は、『外国の立法』第二二〇号、二〇〇四年五月、一九一―二二〇頁を参照。

- (38) Dieter Fleck (ed.), *The Handbook of the Law of Visiting Forces*, Second Edition, Oxford: Oxford University Press, 2018, p. 232.
- (39) 外務省ウェブサイト。 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa09.html>>
- (40) 外務省ウェブサイト。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/rem_03.html>
- (41) 台湾の例として、 “Memorandum by Hamilton DeSaussure (Colonel, USAF, Chief, International Law Division, Office of the Judge Advocate General), Subject: Current Status of Negotiations on Criminal Jurisdiction Article, Korean and Formosan SOFA's, September 25, 1964” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Subject Files, 1/11/1952-11/30/1981, Box 12, National Archives at College Park, MD や参照。
- (42) “Memorandum of Conversation, Subject: Proposed Status of Forces Agreement, Participants: Foreign Minister George K. C. Yeh and Ambassador K. L. Rankin, July 3, 1957” (Confidential), RG59 [Entry A1 5221] Top Secret Files Relating to the Republic of China, 1954-1965, Box 1, National Archives at College Park, MD; “Letter From James F. Leonard (Counselor of Embassy for Political Affairs) to Leonard L. Bacon (Deputy Director, Office of East Asian Affairs, Department of State), August 29, 1962” (Secret), RG59 [Entry A1 5221] Top Secret Files Relating to the Republic of China, 1954-1965, Box 4, National Archives at College Park, MD.
- (43) “Memorandum by Hamilton DeSaussure (Colonel, USAF, Chief, International Law Division, Office of the Judge Advocate General), Subject: Current Status of Negotiations on Criminal Jurisdiction Article, Korean and Formosan SOFA's, September 25, 1964” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Subject Files, 1/11/1952-11/30/1981, Box 12, National Archives at College Park, MD.
- (44) Ibid.
- (45) “Airgram From the Embassy in the Republic of China to the Department of State, No. A-453, December 2, 1964” (Confidential), RG59 Subject-Numeric File, 1964-1966, Box 1630, National Archives at College Park, MD.

- (46) “Airgram From the Embassy in the Republic of China to the Department of State, No. A-610, February 12, 1965” (Confidential), RG59 Subject-Numeric File, 1964-1966, Box 1630, National Archives at College Park, MD.
- (47) Ibid.
- (48) Ibid.
- (49) “Memorandum for the Record, Subject: SOFA Negotiations in the Far East, February 9, 1965” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Subject Files, 1/11/1952-11/30/1980, Box 12, National Archives at College Park, MD.
- (50) “Memorandum for Colonel Morgan From Vincent A. Jordan (Major, USAF), Subject: Taiwan SOFA Negotiations – Custody, February 16, 1965” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Subject Files, 1/11/1952-11/30/1981, Box 12, National Archives at College Park, MD.
- (51) “Memorandum for the Record, Subject: SOFA Negotiations in the Far East, February 9, 1965” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Subject Files, 1/11/1952-11/30/1980, Box 12, National Archives at College Park, MD.
- (52) “Telegram From RUEAHQ/CSAF to HQ 5AF FUCHU AS JAPAN, No. 86655, February 16, 1965” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Subject Files, 1/11/1952-11/30/1981, Box 12, National Archives at College Park, MD.
- (53) Ibid.
- (54) “Department of the Air Force Staff Message, No. 4687, February 18, 1965” (Confidential), RG341 [Entry P 26] Subject Files, 1/11/1952-11/30/1981, Box 12, National Archives at College Park, MD.
- (55) 『朝日新聞』一九七二年九月二八日。
- (56) 『朝日新聞』一九九五年九月二九日。

